

○文部科学省告示第十八号

海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律（平成二十三年法律第十五号）第三条第一項の規定に基づき、強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を次のとおり指定したので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十五年二月二十六日

文部科学大臣 下村 博文

シルウイアの鹿の死	男の肖像（ニコラース・ロコックスか）	指定をした海外の美術品等（以下「指定美術品等」という。）の名称
同右	フィラデルフィア美術館（館長 ティモシー・ロブ）	指定美術品等の所有者の氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名
同右	平成二十五年二月二十六日	指定をした日
同右	平成二十五年九月十一日まで	指定の有効期間
同右	株式会社東急文化村 代表取締役社長 渡辺 淳 東京都渋谷区道玄坂二丁目二十四番一号	指定美術品等を公開しようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
同右	Bankamura ザ・ミュージアム 東京都渋谷区道玄坂二丁目二十四番一号 平成二十五年三月九日から同年四月二十一日まで 北九州市立美術館 福岡県北九州市戸畑区西鞆ヶ谷町二十一番一号 平成二十五年四月二十八日から同年六月十六日まで 新潟県立近代美術館 新潟県長岡市千秋三丁目二百七十八番地十四号 平成二十五年六月二十九日から同年八月十一日まで	指定美術品等を公開する予定の施設の名称及び所在地並びに指定美術品等を公開する予定の期間